

令和2年4月

お客さま 各位

新型コロナウイルス感染拡大に伴う 外国送金の取扱い一部変更について

平素は格別のお引き立てを賜り、厚く御礼申し上げます。

今般、日本政府より新型コロナウイルス感染拡大に伴う緊急事態宣言が発令されましたが、当金庫では、可能な限り外国為替取引に係るサービスを継続していくため、勤務体制の見直しを含め、感染リスクを軽減するための対策を講じております。

それに伴い、当面の間、外国送金の取扱いを下記の通り変更させていただきます。

ご利用のお客さまには大変ご迷惑をおかけしますが、何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

記

1. 外国仕向送金

令和2年4月13日(月)より、**外国仕向送金の対外発電処理を、ご依頼日(またはご送金指定日)の翌営業日**※とさせていただきます。

つきましては、外国仕向送金は余裕をもってご依頼いただきますようお願い申し上げます。

※外国仕向送金の代り金引き落としに関しては、ご依頼日(またはご送金指定日)の適用相場で、同日にお引き落としさせていただきます。

2. 外国被仕向送金

外国被仕向送金の到着連絡や入金日が通常より遅れる場合がございます。

今後の外国為替取引に関する取扱いの変更につきましては、当金庫ホームページ(<https://www.shinkin.co.jp/johoku/>)にてお知らせさせていただきます。

以上



城北信用金庫

Johoku
Shinkin